

資料5

「温泉法第5条における掘削許可の有効期間について」

＜掘削許可の有効期間を2年とした理由＞

温泉の掘削工事の実態について、各都道府県及び掘削業者に照会したところ、大深度掘削の場合であっても、通常は約3～6ヶ月程度で工事は完了すること。また、掘削途中で岩盤に当たった場合等は、1年以上かかる場合もあるが、その場合でも2年以上を要することはほとんどないとのことであった。

上記のような実態にかんがみ、掘削許可が失効するまでの期間は、2年間とすることが適当であるとしたもの。

＜延長の期間を「2年を限度とした」理由＞

上記のとおり、掘削工事のほとんどは2年以内に完了するものであるが、洪水、土砂崩れ等やむ得ない理由により、2年以上かかるケースも想定されるため、このような場合の期間の延長を認める必要があるとし、「2年を限度とした理由」については、例えば、洪水で掘削井戸が埋まってしまった場合には、最初から工事をやり直さなければならなくなることから、延長の期間を2年間とすることが適当であると考えたものである。

(*なお、「増掘」及び「動力装置」の許可についても、同様の理由によるものと認識している。)